

亀山市公共下水道事業受益者負担に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和4年12月20日

亀山市長 櫻井 義之

亀山市条例第29号

亀山市公共下水道事業受益者負担に関する条例の一部を改正する条例

亀山市公共下水道事業受益者負担に関する条例（平成18年亀山市条例第34号）の一部を次のように改正する。

別表第1に次のように加える。

第8負担区	1平方メートル当たり520円
-------	----------------

附 則

この条例は、公布の日から施行する。